

BEPS2.0 - BEPS 進行状況にかかわるまとめ-

January 2020



B BEPS 防止措置実施条約(multilateral-convention-to-implement-tax-treaty-related-measures-to-prevent-BEPS: MLI)の適用を具体的にみてみる。

About Mazars

MAZARS は監査、会計、税務及びアドバイザリーサービスに特化した、国際的に統合された独立組織です。

2019 年 10 月時点で、世界 89 ヶ国に業務を展開し、40,000 人のプロフェッショナルがクライアントの各発展段階をサポートしています。

MLI の概要

日本においては、BEPS 防止措置実施条約(multilateral-convention-to-implement-tax-treaty-related-measures-to-prevent-BEPS: MLI) が 2019 年 1 月 1 日から発効している。

これは、日本が 2018 年 9 月 26 日に MLI にかかわる受諾書を寄託したことにより、寄託した日に開始する 3 か月の期間が満了する日の属する月の翌月の初日より発効するものとして、2019 年 1 月 1 日に発効したものである。

また、日本が本条約の適用対象として選択している租税条約の相手国・地域は以下の 39 か国・地域となる。

1. 我が国が本条約の適用対象として選択している我が国の租税条約の相手国・地域 (39 か国・地域)

<u>アイルランド</u>	<u>アラブ首長国連邦</u>	<u>イスラエル</u>	<u>イタリア</u>	<u>インド</u>
<u>インドネシア</u>	<u>ウクライナ</u>	<u>英国</u>	<u>エジプト</u>	<u>オーストラリア</u>
<u>オランダ</u>	<u>カザフスタン</u>	<u>カナダ</u>	<u>韓国</u>	<u>クウェート</u>
<u>サウジアラビア</u>	<u>シンガポール</u>	<u>スウェーデン</u>	<u>スロバキア</u>	<u>チェコ</u>
<u>中国</u>	<u>ドイツ</u>	<u>トルコ</u>	<u>ニュージーランド</u>	<u>ノルウェー</u>
<u>パキスタン</u>	<u>ハンガリー</u>	<u>フィジー</u>	<u>フィンランド</u>	<u>フランス</u>
<u>ブルガリア</u>	<u>ポーランド</u>	<u>ポルトガル</u>	<u>香港</u>	<u>マレーシア</u>
<u>南アフリカ</u>	<u>メキシコ</u>	<u>ルクセンブルク</u>	<u>ルーマニア</u>	

(注) 下線は、本条約の批准書を寄託した国 (18 か国、2019 年 9 月 30 日現在) を示す。

BEPS 対応における MLI の役割

BEPS とは日本語で「税源浸食と利益移転」と表現されるもので、これまでの 2 国間租税条約や狭義の移転価格税制を基礎とした国際税務の枠組みでは対応しきれなくなった新たな国際的課税回避スキームへの対応することを目的とした国際的な取組みであり、G20 及び OECD といった国際組織を中心とした枠組みが形成されている。

一方で、そもそも税制はそれぞれの国家または地域固有の主権に基づき法律により適用がなされるものであり、国内法またはこれに優先する国際条約を修正しなければ、具体的な執行を行うことはできない。

従って、BEPS においても、決して、租税条約が無くなるというものではなく、これまでの内容が修正や補足されることにより、初めてその目的が達成されるものといえる。

しかしながら、これらの調整を 2 国間租税条約の枠組みだけでその対応を行おうとしても、これまでに締結されてきた 3,000 に上るといわれる各国の租税条約を一つずつ改正するには途方もない時間を要するものとなる。

そこで、BEPS 対応に関連して従来の 2 国間租税条約の改正が必要となる箇所が含まれた多国間協定として、BEPS 防止措置実施条約(multilateral-convention-to-implement-tax-treaty-related-measures-to-prevent-BEPS: MLI) が策定及び締結されることとなり、これが BEPS 行動計画 15 としてまとめられている。

つまり、多国間協定は二国間条約を終了させるものではなく、BEPS に関して多国間協定と二国間条約の同様かつ統合された条項が適用されることを目的とするものである。

また、このことは同時に、現時点においては、多国間協定により修正される二国間条約の内容は一部に過ぎず、大部分はそのままの形で残ることを意味する。

MLI の構造

このような性質から、MLI においては、他の多くの多国間協定におけると同様に、compatible clause (or conflict clause) を設けることにより、多国間協定と二国間条約の関係性を規定することになっている。

ここでは、主に以下のような観点から、適用関係が示されるものとなっている。

まず、双方の国における適用の関係、すなわち、双方が同様の適用選択を行っている限りにおいて適用がなされる。次に、既存の条約における記述の有無またはその内容と適用の関係、すなわち、既存の条約の記述内容によって適用関係が変化すること。さらには、多国間協定と既存の二国間条約の適合性と適用の関係、すなわち、双方において相反する規定を有する場合に限り適用があること、といったように、極めて複雑な適用関係となっている。

また、各国の状況の相違を反映するために、一定の留保が認められるとともに、客観的な条件が定められている。

従って、MLI の効力がその条約について具体的にどのように適用されるかについては、上述のような日本における MLI 適用対象国の選択だけをみることはならず、相手国を含む、二国間条約の両締約国がともに、その条約を MLI の対象とすることを選択しており、かつ、各国の条項選択及び留保の状況を把握し、その上で、そもそもの条文の内容を踏まえて、判断を行う必要があることを意味する。

また、多国間協定の適用にかかわる明確性と透明性を高めることを目的として、条項が置き換えられるまたは修正される際には、それらの置き換わることとなる条文について最大限の努力を払い認識するとともにこれらを多国間協定の寄託者に通告するものとされている。

ここで、寄託者とは、多国間協定において重要な役割を果たす者であり、協定、通知、伝達の受領及び保持を行う管理監督に責任を持ち、さらに、条約に関して条約に参加する資格を有する参加者または国に対して条項、通知、伝達を知らしめる役割に責任を有する者である。多国間協定においては、一般に、ヨーロッパカウンセル事務総長や国連事務総長が寄託者の役割を担ったりしており、MLI については、経済協力開発機構事務総長が寄託者となる。

ここでは、透明性を高め、利害関係者に必要な情報を与えるため、MLI の正文は英語及びフランス語とされているものの、同時に公式の多言語翻訳文が用意されるものとなっており、さらに、MLI により修正が加えられることになる二国間条約については、それらの適用関係を二国間条約上に反映した統合版租税条約が公表されるものとされている。

今回は具体的にアイルランドを例にとって MLI による統合版租税条約がどのようなものであるのかを見てみる。

以上

この記事は三菱東京 UFJ 銀行（中国）有限公司の China Report からの転載記事となります。
(<http://rmb.bk.mufg.jp/chinareport/economics/>)

CONTACT

Mazars

Japan Desk

望月 一央 Mochizuki Kazuhisa

パートナー Partner

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Email. kazuhisa.mochizuki@mazars.cn

Address

8th Floor, One Lujiazui, No. 68 Yin Cheng Middle Road,
200120, Shanghai, China

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Fax. +86 (0)21 6168 1087

MAZARS JAPAN DESK (CHINA) CONTACTS

Japan Desk SHANGHAI OFFICE

望月 一央 Mochizuki Kazuhisa

パートナー Partner

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Email. kazuhisa.mochizuki@mazars.cn

吉野 健太 Yoshino Kenta

シニアコンサルタント Senior Consultant

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Email. kenta.yoshino@mazars.cn

Address

8th Floor, One Lujiazui, No. 68 Yin Cheng Middle Road,
200120, Shanghai, China

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Fax. +86 (0)21 6168 1087

More informations on
www.mazars.cn